

# 熊本県公報

第 1 1 3 7 6 号  
平成 18 年 3 月 3 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

告 示	
○道路の供用開始	(道路総務課) 1
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○ "	( " ) 2
○ "	( " ) 2
○ "	( " ) 2
○都市計画法の事業計画変更(本渡公共下水道)	(下水道課) 3
○指定居宅サービス事業所の指定(通所介護)	(高齢者支援総室) 3
○指定居宅介護支援事業所の指定(居宅)	( " ) 3
公 告	
○建設業法第28条第3項の規定に基づく監督処分	(監理課) 3
○団体営土地改良事業施行の適否決定	(農村計画課) 4
○開発行為工事完了	(建築課) 4
○定款変更認可	(農村計画課) 4
登 載 依 頼	
○熊本県環境審議会水保全部会の開催	(環境保全課) 4
○熊本県警察本部庁舎廃棄物運搬処理業務委託に係る一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 5
正 誤	
○平成18年1月16日付け熊本県公報号外第68号中	(税務課) 7

## 告 示

### 熊本県告示第203号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年3月3日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月3日

熊本県知事 潮谷義子

#### 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	仏原高森線	上益城郡山都町大字郷野原字尾辻 2033番1地先から 同字 2033番1地先まで	15.0	災補道

#### 2 供用開始する期日 平成18年3月3日

### 熊本県告示第204号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成18年3月3日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡相良村大字川辺字高尾5178の12、5178の16
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに相良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第205号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成18年3月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字宮の本1408の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字宮の本1408の1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに相良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第206号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成18年3月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字風穴4026の1、4026の3、4026の4、4026の6、4026の8、4026の9、字小馬床4028の14
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第207号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成18年3月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村丙字樁321の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 208 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 3 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 本渡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 本渡都市計画下水道事業本渡公共下水道
- 3 事業計画

(1) 収用の部分

該当なし

(2) 使用の部分

昭和 46 年熊本県告示第 1031 号、昭和 47 年熊本県告示第 859 号、昭和 55 年熊本県告示第 82 号、昭和 56 年熊本県告示第 537 号、昭和 56 年熊本県告示第 875 号、昭和 59 年熊本県告示第 130 号、昭和 62 年熊本県告示第 430 号、平成 2 年熊本県告示第 612 号、平成 8 年熊本県告示第 270 号、平成 11 年熊本県告示第 618 号及び平成 16 年熊本県告示第 1045 号の事業地のうち、本渡市南町及び山の手町、大字広瀬字平、字戸崎、字大矢崎、字五反田、字釜道、字野田、字建堀、字七ツ枝、字江古平、字大丸及び字長尾、大字本戸馬場字法泉寺、字丸尾、字菅原、字山の神、字西の久保、字水の平、字井手原及び字山仁田、大字本渡字出来村、字山の口、字中原、字下山口、字下風愁山、字権ヶ倉、字延命寺、字緑山、字下大川内、字上大川内、字矢櫃及び字下十満、大字本泉字友の迫、字森の木、字夫婦石、字安蔵河内及び字野田、亀川町大字亀川字牛蒡畑、字新涯、字寺中、字垣内、字障子瀬、字弁平、字藤ノ淵及び字松尾において事業地を変更し、同事業地に、本渡市亀場町大字亀川字錨、大字本戸馬場字一の勢及び字大迫を追加する。

4 事業施行期間

昭和 46 年 12 月 18 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

**熊本県告示第 209 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 3 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス草泊まり 阿蘇市内牧 601 番 6 号	医療法人社団起幸会	平成 18 年 2 月 23 日

**熊本県告示第 210 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 3 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援センター葉山苑天草事業所 本渡市本町下河内 1355 番地 2	社会福祉法人啓世会	平成 18 年 2 月 22 日

公 告

**熊本県公告第 158 号**

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 3 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日  
平成 18 年 2 月 23 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社藤島建設  
上天草市大矢野町上 7138

- 代表取締役 豊嶋 榮一郎  
熊本県知事許可（般-17）第01784号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令  
(1) 停止を命ずる営業の範囲  
熊本県内の建設業に係る営業に関するもの  
(2) 期間  
平成18年3月9日から平成18年3月23日までの15日間
- 4 処分の原因となった事実  
有限会社藤島建設は、平成17年5月31日を審査基準日とする経営事項審査において、  
真正な決算とは異なる内容を記載した財務諸表を経営状況分析に提出し、虚偽の申請を  
行った。  
このことが、建設業法第28条第1項第2号（請負契約に関する不誠実な行為）に該当  
すると認められる。

**熊本県公告第159号**

玉東町長前田移津行から協議のあった原倉東地区土地改良事業（農業用排水施設）の  
施行については、平成18年2月24日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年  
法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、  
次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日  
以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成18年3月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称  
原倉東地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成18年3月6日から平成18年4月3日まで
- 縦覧場所  
玉東町役場

**熊本県公告第160号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、  
同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年3月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
下益城郡城南町大字舞原字西308番及び同309番2  
3,940.67平方メートル
- 開発を受けた者の住所及び氏名  
下益城郡城南町大字藤山3297番地8  
大海建設株式会社

**熊本県公告第161号**

八代市八代平野土地改良区連合理事長折口昭博から平成18年1月24日付けで申請の定  
款変更については、平成18年2月24日付けで認可した。

平成18年3月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**登 載 依 頼****熊本県環境審議会公告第38号**

熊本県環境審議会水保全部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成18年3月3日

熊本県環境審議会水保全部会長 嶋 田 純

- 開催日時  
平成18年3月6日（月）  
午前9時30分から正午まで
- 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
県庁本館5階審議会室

## 3 議題

- (1) 平成18年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について
- (2) 水質汚濁に係る生活環境保全に関する環境基準の水域類型の指定について

## 4 傍聴者の定員

10名

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得たうえで、会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

## 6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県環境審議会水保全部会事務局(熊本県環境生活部環境保全課水保全対策室水質保全班)

(電話 096-333-2271)

## 熊会公告第76号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年3月3日

熊本県警察本部長 樋口 真人

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
熊本県警察本部庁舎廃棄物運搬処理業務委託
- (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 委託場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号地内
- (5) 入札方法  
ア 入札金額は、平成18年度に熊本県警察本部から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の運搬処理業務委託に要する費用とする。  
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。  
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

## 2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。)による審査のうち、有資格者として営業種目廃棄物処理の一般廃棄物の収集運搬、処分及び産業廃棄物の収集運搬、処分に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で、本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 熊本市内に本社、支店又は営業所を有する者であること。
- (3) 熊本市の一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず)の許可を受けている者であること。
- (4) 従業員(常勤職員)を5人以上雇用しており、かつ、一般廃棄物収集運搬業車両として熊本市の登録を受けた一般廃棄物収集運搬専用車両(パッカー車両)を2台以上保有している者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てを行った者又は申し立てをなされた者にあつては、当該申し立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てを行った者又は申し立てをなされた者にあつては、当該申し立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請方法等

## (1) 申請の方法

2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請であることを明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成18年3月3日（金）から平成18年3月10日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
  - (1) 提出期間  
平成18年3月3日（金）から同年3月17日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
  - (2) 提出場所  
5に記載のとおり
  - (3) 提出方法  
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書又は電話により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管理係  
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-381-0110 内線 2263
- 6 入札手続き等
  - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成18年3月3日（金）から同年3月17日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
5に記載のとおり
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成18年3月23日（木曜）午後2時  
イ 場所 熊本県警察本部 201 会議室（警察棟 2 階）
  - (4) 入札書の提出方法  
6の（3）記載の日時、場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成18年3月22日（水）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 入札保証金に関する事項
  - (1) 入札保証金  
入札に参加しようとするものは、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の（3）記載の日時までに納付しなければならない。ただし、次号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
  - (2) 入札保証金の免除  
ア 入札に参加しようとするものが、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとするものが、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 8 無効の入札  
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
  - (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提出しない者のした入札
  - (4) 記名押印を欠く入札
  - (5) 金額を訂正した入札
  - (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - (7) 明らかに連合によると認められる入札
  - (8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
  - (9) 2以上の意思表示をした入札

- (10) 入札金額と契約単価が矛盾する入札
- (11) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札
- 9 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。
- 10 契約保証金に関する事項
- (1) 契約しようとするものは、契約担当者が指定する日時までに契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
- (2) 契約保証金の免除  
契約保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- ア 契約しようとするものが、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとするものが、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる。）。
- 11 その他
- (1) 最低制限価格は設定しない。
- (2) 契約書作成の要否  
なお、契約の締結期限は、落札決定の日から7日以内とする。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

正 誤
-----

平成18年1月16日付け熊本県公報号外第68号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
全	号外第1号の1	号外第68号
1	熊本県規則第4号	熊本県規則第85号
37	熊本県規則第5号	熊本県規則第86号

